

高槻市 2 級水準測量業務

仕 様 書

令和7年度

高槻市 都市創造部 下水河川事業課

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、高槻市内における公共測量2級水準測量業務に適用する。

第2条 適用基準

本業務に関する規定等は、本仕様書による他、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 高槻市公共測量作業規定（平成14年6月18日付承認国国地発336号）
（平成21年3月30日付変更承認国国地第1161号）

第3条 作業場所及び目的

- (1) 高槻市公共下水道認可区域
- (2) 高槻市公共下水道布設に利用する水準点設置

第4条 作業数量

- (1) 2級水準点測量 100km
- (2) 成果検定 100km

第5条 作業上の留意点

- (1) 費用の負担
本業務の遂行に伴う検査等に必要な費用は、本仕様書及び設計書に明記なきものについては、原則として、受注者の負担とする。
- (2) 法令の遵守
受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 中立性の保持
受注者は、常に測量業者としての中立性を保持するように努めなければならない。
- (4) 秘密の保持
受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
また、発注者より貸与する資料は、必ず借用書を提出し、その情報を委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、受注者は、貸与された資料の返却については、発注者の確認を受け借用書に返却認印をもらうこと。また、破損・劣化した資料についても必ず返却すること。
- (5) 作業中の注意
測量作業中は、無断で民地内には立入らず、事前に連絡をとり、苦情等の無いように努めなければならない。なお、作業中は、発注者指定の身分証明書を必ず携帯し、観測中は交通安全についても十分対策を図るものとする。

第6条 提出書類

受注者は、契約締結後、業務委託契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に提出するもの
 - ア) 着手届
 - イ) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書別紙にて提出）
 - ウ) 工程表
 - エ) その他必要書類

第7条 主任技術者（測量主任技師）及び技術者

- (1) 受注者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
なお、主任技術者は、作業の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (2) 測量技術者
 - ア) 主任技術者は、測量士の所得後、測量に関し、8年以上の実務経験を有する者とする。
 - イ) 測量技師は、測量士の所得後、測量に関し、3年以上の実務経験を有する者とする。
 - ウ) 測量技師補は、上記以外の測量士または測量士補の資格取得後、測量に関し1年以上の実務経験を有する者とする。
 - エ) 測量助手は、測量に関し、1年以上の実務経験を有する者とする。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な人員の技術者を配置しなければならない。

第8条 実施計画書の提出

受注者は、着手届等を提出後、次の書類を提出すること。

- (1) 実施計画書
 - ア) 作業計画書
作業内容、作業員編成、作業フロー、主要機器（測量機器検定書添付）、安全衛生、連絡体制
 - イ) 実施工程表（作業細部について記入のこと）
- (2) 成果品の検査
 - ア) 受注者は、業務完了後に成果品の検査を受けなければならない。
 - イ) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、速やかに訂正しなければならない。
 - ウ) 業務完了後において、明らかに受注者の責による瑕疵が発見された場合は、受注者は速やかに当該業務の修正を行わなければならない。

(3) 引渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された提出書類及び書類一式を納品し、発注者の検査合格をもって業務の完了とする。

(4) 質 疑

本仕様書に定める事項について質疑が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

第2章 業 務 内 容

第9条 作業計画

受注者は作業着手前に現地調査を行い、作業の方法を決定するとともに、平均計画図を作成すること。既設水準点が亡失している場合には発注者と協議の上、以下第10条及び第11条の手順を踏むこと。

また、使用する主要な機器、要員、日程等についても検討した後に、本業務における適切な作業計画を立案するものとする。

平均計画図は、国家水準点を与点とし、高槻市既設2級水準点及び調整区域内の将来的な下水道工事個所で利用するための新点を考慮に入れて、水準路線及び新設点位置を決定するものとする。

第10条 選 点

平均計画図にもとづき、現地にて既知点の現況及び水準路線を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成するものとする。

新点は、教育機関を除く公共施設に選点することを原則とするが、後続業務への利用、配点密度等の止む得ない場合、教育機関又は、交通障害のならない道路上に選点するものとする。

ただし、高槻市ならびに公共機関が所有権及び管理権を有しない土地に選点は行わないものとする。

第11条 測量標の設置・撤去

新点及び高槻市既設2級水準点の亡失点に2級水準点の永久標識を設置するものとする。

永久標識の規格及び設置方法については、新点埋設位置・既設2級基準点の亡失点の既設埋設方法を考慮に入れて、その規格・方法を決定するものとする。なお、決定した規格・埋設方法は、原則として公共測量作業規定に準拠するものとする。

第12条 観測

平均図にもとづき、測量技術センター等の第三者機関における所定の検定を受けた2級レベル等を用いて、直接水準測量にて関係点間の高低差を観測するものとする。観測は往復観測とし測点数は偶数とする。

なお、2級水準測量の往復観測値の較差許容範囲は、 $5\text{mm}\sqrt{S}$ として、この許容範囲を超えた場合は、再測しなければならないものとする。

第13条 計算

高槻市既設2級水準点・新設2級水準点の標高を観測した成果をもとに、箱尺補正、楕円補正及び変動量補正を行い、平均計算をもって求めるものとする。

平均計算は、測量技術センター等の第三者機関における所定の点検を受けたプログラムを使用して、距離の逆数を重量とし、観測方式又は条件方程式にて行うものとする。

第14条 成果検定

本業務における2級水準点測量成果はすべて、その測量が正確に実施されたかを点検するため、測量技術センター等の第三者機関にて検定を受けるものとし、第三者機関による検定証明書を受領するものとする。

第3章 成果品

第15条 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。

(1) 観測成果及び平均成果表	1式
(2) 成果数値データ	1式
(3) 水準路線図	1式
(4) 観測手簿	1式
(5) 計算手簿	1式
(6) 点の記	1式
(7) 精度管理表	1式
(8) 点検測量簿	1式
(9) 平均図	1式
(10) 測量標の地上写真	1式
(11) 検定証明書（測量技術センター等の第三者機関）	1式
(12) 水準点位置データ	1式
(13) その他関係資料	1式
(14) (1)～(13)の電子データ（pdf形式）	1式